

三井越後屋の雲州買宿

下向井 紀彦

はじめに

- 一 三井越後屋の雲伯木綿仕入
- 二 雲州買宿としての西台屋
おわりに

はじめに

三井越後屋は主要な商品仕入地の商人を買宿（現地の仕入拠点）に任命して産地からの直仕入を行っていた。出雲（雲州）・伯耆（伯州）は西日本における三井越後屋の主要な木綿仕入地であり、買宿を設置して直仕入を行っていた。伯州の買宿である西紙屋については、三井越後屋側の史料もある程度残っており、また西紙屋の史料も残っていることから多くの研究成果が発表されてきた。¹筆者もこれまでの先行研究の成果を踏まえつつ、三井越後屋の雲伯木綿仕入

について研究を進めており、天明年間の仕入開始の経緯、寛政年間の木綿注文数増加と仕入増強への対応、文政年間の鳥取藩の流通統制に対する越後屋の仕入禁止免除願いをめぐる藩との交渉、天保年間の流通統制中止後の仕入状況変化、などの具体像について明らかにしてきた。⁽²⁾

他方で、雲州の買宿である西台屋については、三井越後屋側の史料も少なく、買宿側の史料も残っていないため、ほとんど研究されてこなかった。先行研究でも松江藩の木綿市の研究、または雲州における綿作や木綿の生産・流通に関する研究のなかで、三井越後屋の仕入の様子は明らかにしているが、買宿そのものについては、三井越後屋が雲州平田に買宿を置いていたこと、西台屋彦兵衛の名前で取引をしていたこと、三井越後屋側の史料で数点の請負証文が残っていることなど概要説明にとどまっている。⁽³⁾しかし三井越後屋側の史料を見ていくと、西台屋の歴代就任者やそれぞれの世代の様子など部分的にはあるが明らかとすることができない。本稿では歴代買宿就任者別の基礎情報など、三井越後屋側からみた雲州買宿西台屋の状況を明らかにしたい。

なお、雲州松江藩領では各地に木綿市を設置し木綿売買を行っていた。⁽⁴⁾木綿生産者や仲買は領内各地で生産された木綿を木綿市に持ち込み、木綿荷宿がそれを買って受け提携している上方の木綿問屋に積み登せたり、北国や西日本各地向けに荷物を送る廻船に売却したりしていた。松江藩領内の平田・今市・直江・加茂の木綿市は安永年間以前に成立していたようであり、後に宍道・松江・杵築・大東にも開設されていった。⁽⁵⁾これらの木綿市に在籍する木綿商人らは他の木綿市の商人らと相互に競合・対立関係にあったという指摘もある。⁽⁵⁾木綿市における木綿売買の中核を担っていたのは各市の木綿荷宿であり、三井越後屋はこれらの木綿市の内、平田に買宿を設置し、平田の木綿荷宿を買宿に任じて木綿直仕入を行っていた。

- (1) 田中康雄「史料紹介 伯州赤崎西紙屋文書―三井越後屋の買宿資料―」（『三井文庫論叢』一二、一九七八年）、『鳥取県史』（第三巻、近世政治、第三章第四節「藩政の動揺」山中寿夫執筆担当、一九七九年）、『三井事業史』（本篇第一巻、一九八〇年）、山中寿夫「化政期鳥取藩における木綿の流通統制について」（『鳥取大学学芸部研究報告 人文・社会科学』一六、一九六六年）、賀川隆行「近世後期の京都における越後屋の営業組織」（『三井文庫論叢』一一、一九七七年、後に『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年に収録）、武居奈緒子『大規模呉服商の流通革新と進化』（千倉書房、二〇一四年）。
- (2) 下向井紀彦「天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動」（『三井文庫論叢』四六、二〇一二年）、同「寛政年間における三井越後屋の木綿仕入状況とその特質」（『三井文庫論叢』四七、二〇一三年）、同「伯州木綿買宿西紙屋の借銀と越後屋の対応」（『三井文庫論叢』四九、二〇一五年a）、同「文政年間の木綿流通統制をめぐる三井越後屋と鳥取藩の交渉」（荒武賢一朗編『世界とつなぐ起点としての日本列島史』清文堂出版、二〇一五年b）、同「書状からみた三井越後屋の伯州木綿仕入」（『三井文庫論叢』五〇、二〇一六年）。
- (3) 伊藤好一「出雲の木綿市」（『地方史研究』六八・六九、一九六四年）、前掲賀川論文、藤澤秀晴『出雲木綿の歴史』（報光社、二〇一三年）、『平田市誌』（第二編第三章第二節「商工業の発達」岩成博執筆担当、一九六九年、二〇四～二〇〇頁）。
- (4) 『宍道町史』（通史編下巻、第四章第五節「交通・流通の拠点としての宍道町」小林准士執筆担当、二〇〇四年、一四二～一五三頁）、前掲伊藤論文一九六四年、前掲藤澤書二〇一三年。
- (5) 松原祥子「松江藩木綿市と町の訴願」（『日本史学集録』三〇、二〇〇七年）。

一 三井越後屋の雲伯木綿仕入

1 三井越後屋と雲伯木綿

まず、これまでの研究成果なども踏まえつつ、三井越後屋の雲伯木綿仕入体制について確認しておきたい。⁽¹⁾ 雲州・伯州木綿（雲伯木綿）は主に三井越後屋の仕入店である京本店で扱う木綿の主力品の一つであった。仕入金額で見るとき、雲伯木綿は京本店の木綿仕入額の三〇五割程度を占めていた。⁽²⁾ 仕入開始当初は額面上で伯州木綿が主力であったが、弘化・嘉永年間（一八四〇～五〇年代）以降、雲州木綿の仕入額が多くなる傾向にあり、主力木綿は雲州木綿に転換していった。

越後屋の雲伯木綿仕入は天明年間（一七八〇年代）に始まる。天明二年（一七八二）、三井越後屋は伯州赤碕に買宿（現地の仕入拠点）を設置し、西紙屋佐兵衛を任命する。以後伯州木綿の直仕入を開始する。伯州では買宿を拠点として、手先である買子を動員して各地の織元や倉吉・米子などの木綿集荷地を回って木綿を買い付け、京・大坂に送っていた。また、主要生産地に代買（買宿の出張所）を置いて仕入にあたらせていた。因州の青谷などに代買を置いていた。寛政年間（一七九〇年代）に江戸・大坂の各営業店から京本店への木綿注文が増加すると伯州のみでの対応が困難になる。そこで、山陰方面からの木綿仕入増強の一環として寛政十二年（一八〇〇）、雲州平田にも買宿を設置し、西台屋彦兵衛を任命し、以後雲州木綿の直仕入を行うようになる。先述のように松江藩領内各地に木綿市があり、西台屋は平田の木綿市で木綿を集荷しつつ、場合によっては他の木綿市から木綿を調達していたものと思われる。時期不明ながら、平田の木綿商人らは「私方木綿買客ハ第一京都三井八郎右衛門三御座候⁽³⁾」と述べている。平田の木綿荷宿と取引の

ある上方の木綿問屋は複数あったと思われるが、木綿仕入と上方への積み登せにおいて、三井越後屋は平田の木綿市における最重要顧客の一つであったといえる。

京本店では雲伯の木綿仕入において伯州買宿を中核拠点と位置づけていた。弘化三年（一八四六）正月二十四日と思われる京本店木綿方（木綿担当部局）の杉浦太兵衛・中西宗助から現地滞在中の奉公人（＝買方役）水谷友次郎・中川平助に宛てて出された書状がある。⁽⁴⁾この中で、京本店上層部（会所）が木綿方に対し、買宿との接し方で厳重注意を与えたことを伝えている。元来買宿は伯州に重きを置く規則になっているが、近年平田に重きを置いている現状があり、京本店の会所はそのことが規則違反であると注意したのである。杉浦・中西は水谷・中川に対して、平田は数度の見廻りで良いと指示している（「元来買宿之儀者伯州重之処近來建方相破り平田方重ニ相成候趣相聞、誠ニ厳敷会所向より御察度申出、何共苦々敷奉存候、此段買方中兩三度ヲ平田へ御見廻りニ御越被成候得者宜様申出候」）。また、嘉永元年（一八四八）十月に出された買方役への注意事項においても「買方上役之方冬分兩度春季三度位彼地へ参り可申⁽⁵⁾」としている。すなわち、買方役は伯州を拠点に冬に二回、春に三回程度雲州に向くように指示しており、長期滞在する場所でないことを明文化している。同じ買宿ではあるが、京本店では雲伯買宿を対等と認識しておらず、伯州買宿には雲伯木綿仕入の中核拠点、雲州買宿には出張所としての役割を担わせていたのである。

2 買方役の派遣

すでに触れたように、京本店は雲伯木綿を仕入れるにあたり奉公人を買方役として現地に派遣していた。買方役の規則で定められている主要な任務は仕入に関する費用の管理や帳簿の確認、木綿仕入の監督・品質の確認などであり、その他、現地の相場・綿の作付状況などの情報収集と京本店への報告、現地で発生した問題への対応なども行っていた。

嘉永三年（一八五〇）正月に京本店が伯州と雲州の買宿に出した指示書でも、金銀出入・勘定は買方役立会の上で嚴重に実施すること、見世買木綿は買方役立会の上で調達することを定めている（金銀出入并諸勘定共買方役立会之上嚴重御取斗可被成候）。「見世買木綿買方役立会之上調入可申事」⁽⁶⁾。木綿の仕入と金銀出入の管理が買方役の第一の任務であったことがここからも確認できる。一方、買宿も買方役を監視する立場にあった。買方役の逗留中の国法違反や不身持があり、注意しても改善しない場合は京本店に報告するよう定められている（買方役逗留中御国法相守候儀者勿論自然不身持等之義有之候ハ、御異見被成遣、其上難改候ハ、其訳無御服臈掛り支配人役所之者へ御申為登可被成候、若穩便ニ被成置後日ニ相頭候時者急度及沙汰可申事」⁽⁷⁾）。買宿と買方役は協力関係にありながら、同時に相互監視による不正防止体制をとっていたことがわかる。

他方、買宿にしてみれば、買方役が下向してくることに意味があったともいえる。例えば、嘉永元年九月に雲州買宿の岩次郎らから京本店に宛てて出された書状には「何卒是迄之通不相替御買方役様御下向被遊候様御仕向之程奉願上候、以後者不限何等ニ御差図ニ随ひ兎角御店表御為筋ニ相成候様嚴重ニ御取引可仕候」⁽⁸⁾とある。このとき、京本店は買宿の差止と買方役の雲伯下向中止を検討しており、雲州買宿の岩次郎は買方役派遣再開を京都本店に要請した。買宿は買方役の指示に従い、京本店の役に立つように取引したいと述べている。買方役立会による木綿仕入が実際に行われていたことが推測でき、買宿側も買方役による仕入の指示を期待していたといえるだろう。

3 仕入資金の調達

ところで、伯州における木綿の仕入資金は京本店からの現送、鳥取藩の国許から大坂蔵屋敷への送金の為替取組、大坂山本坊の坂本御殿向けの送金の為替取組、現地商人の大坂への送金の為替取組などで確保していた。他方、雲州におけ

る仕入金は京本店からの現送、現地商人との為替取組、松江藩への先納金（大坂藩屋敷に現金を納入し、現地で藩札を受け取る）で確保していた。現金輸送については買方役派遣時には買方役の任務であったと思われるが、為替取組は買宿名義で行っている。天保年間以降の書状からは雲州での商人との為替取組による仕入金確保の比重が増しており、雲州で確保した資金を伯州に送金するケースも確認できるようになる。安政三年（一八五六）閏二月と思われる西紙屋千之助宛ての西台屋岩次郎書状でも、伯州からの送金（振金）要請に対して、為替が多数取り組まれているため金子が払底していること、なるべく京本店から下し金を依頼してほしいこと、などが書かれている（「当所沢山ニ為替御座候へ者、金子払底故迎も振金出来不申候間、可相成候儀ニ候ハ、御下し金被遊候様為申登置候間、左様御承知可被下候」⁹）。雲州買宿は伯州買宿への資金供給地としての役割も果たしていたのである。

- (1) 前掲下向井論文二〇一二、二〇一三、二〇一五b、二〇一六。
- (2) ただし、呉服店部門全体で見た時には、江戸の店舗で仕入れる勢州木綿の仕入額が最も多い。
- (3) 前掲『平田市誌』二〇七頁。
- (4) 「水谷友次郎・中川平助宛杉浦太兵衛・中西宗助書状」弘化三年カ正月二十四日（「雑二」）鳥取県立博物館所蔵史料
西紙屋資料 四三四。
- (5) 「相談書」嘉永元年十月（尾印勤要記）三井文庫所蔵史料 本一五一六。
- (6) 「伯州申談書」嘉永三年正月（尾印勤要記）三井文庫所蔵史料 本一五一六。
- (8) 「西台屋岩次郎不綿買継願」嘉永元年九月（三井文庫所蔵史料 本一四八二―二七）。
- (9) 「千之助宛岩次郎書状」安政三年閏二月十五日（「雑二」）鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料 四三四。

第1表 買宿としての西台屋と請人・後見の変遷

No.	名前	買宿名	請人	後見	後見代理
1	丹兵衛	彦兵衛	儀満屋清助	—	—
2	良右衛門	彦兵衛	〃	—	—
3	岩次郎	岩次郎	〃	石橋屋利三郎	—
	〃	〃	〃	玉木慎平	三宅屋佐左衛門・大坂屋定十
	〃	〃	石橋屋波兵衛	〃	〃
4	善太郎	善太郎	西尾屋嘉七	福田屋庄三郎	—

出所)「雲州買宿西台屋彦兵衛請負証文」(三井文庫所蔵史料 本 1494-19-1)、「西台屋岩次郎請負証文」(三井文庫所蔵史料 続 536-6)、「善太郎請負証文」(三井文庫所蔵史料 本 1483-16)など。

二 雲州買宿としての西台屋

寛政十二年(一八〇〇)、三井越後屋は雲州平田の西台屋を買宿に指定し、西台屋彦兵衛の名義で買宿に任命した。西台屋が買宿に任じられたことを直接示す史料は現存しないが、後述する西台屋の請負証文などに「寛政十二申年より店表定宿ニ相極メ」「寛政十二申年より木綿御買宿被仰付」などと書かれていることから寛政十二年の任命を確認できる。西台屋の買宿就任者は確認できる限り四名で、西台屋彦兵衛(丹兵衛)、西台屋彦兵衛(良右衛門)、西台屋岩次郎、西台屋善太郎である(第1表)。以下、買宿としての西台屋について時系列で概観してみよう。

1 西台屋彦兵衛(丹兵衛)の買宿就任と直出入への昇格

西台屋彦兵衛(丹兵衛)は雲州買宿としての活動が認められる最初の人物である。文化十四年(一八一七)に松江藩から木綿仕入元金を借りた平田町の木綿商人のなかに「西代屋^(マユ)丹兵衛」の名前がみえる(第2表No.7⁽¹⁾)。この丹兵衛は先行研究で「三井の平田の代理店」と理解されており、ここから西台屋彦兵衛(初代)は丹兵衛といふ名前であることがうかがえる。すでに三井越後屋の買宿として木綿仕入に従事していた時期であり、三井越後屋の買宿としては彦兵衛名義だが松江藩には木綿荷宿西代屋

第2表 平田町の木綿取扱人（文化14年）

No.	人名	三井との関わり
1	木佐屋隆助	
2	岡屋松四郎	
3	黒田屋仙三郎	
4	三宅屋佐左衛門	西台屋岩次郎実父
5	小村屋次右衛門	
6	小村屋喜兵衛	
7	西代屋丹兵衛	三井買宿
8	三津屋広左衛門	
9	西尾屋惣四郎	西台屋善太郎請人関係者か
10	杉原屋為左衛門	
11	黒田屋周兵衛	
12	大坂屋利兵衛	三井買宿の為替取組相手
13	儀満屋清助	西台屋彦兵衛請人
14	宇賀屋夫兵衛	
15	高横屋儀三郎 (高橋屋儀三郎カ)	三井買宿の為替取組相手カ
16	加藤屋本三郎	
17	大谷屋和十	

出所) 伊藤好一「出雲の木綿市」『地方史研究』68・69、1964年、21頁、第3表)。人名部分を抽出して三井との関わりを記載した。

丹兵衛の名義で登録していることがわかる。⁽³⁾
 初代彦兵衛が買宿に任命された経緯や買宿としての活動実態はほとんどわからないが、寛政十二年からの数年間、西台屋の買宿任務は試行期間であったようで、四年後の文化元年（一八〇四）に「直出入」（京本店への直接出入）の可否が木綿方で議論されている。

〔史料〕⁽⁴⁾

口上

一雲州平田木面買宿西台屋彦兵衛儀、慥成仁三付、去ル寛政十二申年より店表定宿ニ相極メ、彼地木綿為致買方候処、無如才出情被致工面宜候、然ニ直出入り之儀是迄相願被申候得とも、右場所木綿好来候儀近来之事故、折角買宿及御相談候而茂始終之処好参候義如何と存、追而相談可及与申置候処、近年裾処追々相増大数之買方ニ相成、金銀等も及取引候旁直出入ニ為致度候、左候へ者猶々出情相働可被申候、且ハ佐兵衛死去旁直出入ニ仕度御相談申上候、猶委細之儀ハ口上を以可申上候、以上

(文化元年)
子七月

役人

善五郎(印)
(南)
(長谷川)
久四郎(印)

史料一は木綿方担当手代から京本店上層部に提出した相談書である。南善五郎も長谷川久四郎も木綿方担当手代であり雲伯買方役経験者でもある。南善五郎は寛政九年(一七九七)から文化四年(一八〇七)の間に九回下向し(業務引継のため、文化五年にも一ヶ月だけ下向)、久四郎は寛政十二年から享和三年の間に四回下向している⁽⁵⁾。彼らはまさに丹兵衛を買宿に任命した寛政十二年時の買方役であった。

丹兵衛を寛政十二年以降買宿に指定し木綿の仕入を行わせたところ、如才なく出精し工面よく任務にあたっていた。その成果を踏まえて木綿方担当手代が西台屋の直出入の許可を京本店上層部に度々申請するもなかなか許可が下りなかった。文化元年にいたり、彼らは木綿の取扱量の増加や、仕入資金を為替取組で確保する任務を行っている西台屋の実績を踏まえつつ、伯州買宿の西紙屋佐兵衛が亡くなったことによる仕入能力増強の必要性などを理由に、改めて西台屋を直出入に昇格させたいと京本店上層部に要請した。直出入への昇格などの局面において、買宿の仕入能力は当然として、買方役からの口添えや、買方役と買宿との良好な関係も重要な要素であることがわかる。

このとき、西台屋は直出入を認められたものと思われる。以後、京本店の業務日誌「名代言送帳」などで雲州買宿や買子が京本店を訪れている様子を確認できる。例えば、文政二年(一八一九)八月八日、丹兵衛が子息「龍右衛門」⁽⁶⁾と手代一名を連れて上京し、同二十二日に用事を終え京本店の台所で盃をして出立している。文政二年当時、伯州では鳥取藩の流通統制が始まり、京本店は鳥取藩の国産品統制部局と伯州木綿の仕入継統をめぐる交渉の最中であった⁽⁷⁾。西台

屋と京本店との間で、今後の雲州木綿の仕入に関する何らかの相談をしたものと思われる。丹兵衛は西台屋の雲州買宿としての途を開いた人物であったといえよう。

2 西台屋彦兵衛（良右衛門）にみる雲州買宿の継承手続き

雲州買宿の二代目は良右衛門といい、買宿を相続するにあたり彦兵衛を名乗る。文政九年（一八二六）六月に初代彦兵衛が亡くなると、良右衛門は当時の買方役・津田文七の帰京に同道して上京し（津田文七雲州買方濟寄、昨日帰京、扱又買宿彦兵衛同道上京被致候⁸）、買宿の継承を願い出る。

〔史料二〕⁹

乍恐口上書を以奉願上候

一私義、去ル寛政十二申年より当所木綿御買次宿被為成付御蔭を以家業相統仕来候段難有仕合奉存候、親共義去秋より病床臥居候処、養生不相叶、終三者相果候、其砌結構ニ御香奠被為成下御厚情之段千万難有仕合奉存候、偕親共存命中業跡名跡等讓請申候、何共恐多ク御願御座候得共、不相替御用向被為仰付候様此度上京御願奉申上候、然ル上者益太切ニ相心得、出情相勤可申候間、何卒御憐愍を以右願之通御聞届被遊候様、偏ニ奉希上候、以上

雲州平田
西台屋

彦兵衛（印）

文政九年

戊六月

三井

(中村・京本店支配)

万兵衛様

(吉野・京本店支配)

孫兵衛様

(上原・京本店支配)

政次郎様

一儀満屋清助義、是迄之通請人ニ相立、此度同道ニ而上京御願可申上筈之處、家業吞込不得其儀段、宜御断奉申上候、当冬年以下向之砌一札印形可仕候間、此段御承知可為下候

良右衛門が京本店支配人の中村万兵衛・吉野孫兵衛・上原政次郎⁽¹⁰⁾の三名に宛てて提出した歎願書である。この歎願書で良右衛門は、先代の丹兵衛が文政八年(一八二五)秋頃から病床に臥していたが亡くなったこと、京本店から香奠が送られたこと、丹兵衛存命中に彦兵衛名跡の継承と買宿業務の引き継ぎを終えたことを述べ、その上で、三井越後屋の買宿継統を願ひ出ている。また初代彦兵衛以来の請人であった儀満屋清助を引き続き請人としてい旨を要望している。清助は第2表(No.13)でも名前の出ていた木綿商人である。買宿継承の手続きの際に、買宿と請人は同道して上京する決まりだったようだが、このとき清助は家業多忙で上京していない。

木綿方では良右衛門の願ひ出を吟味し、京本店重役に名跡譲替の判断を仰いだ。

[史料三]⁽¹¹⁾

西台屋彦兵衛殿、数年来店直買継宿実躰ニ出情相勤被申候処、去秋より病床臥養生不相叶、終ニ被致死去、氣之毒之至御座候、依之此度子息良右衛門殿上京、前文願書を以相願被申候、尤先彦兵衛殿存命中、良右衛門殿右躰躰相見え、業躰名跡等讓被置、死去後買方駈引万端工面宜至極実躰成仁ニ而、聊如才無之候間、何卒先方願、是迄之通、

不相變買次宿被仰付候様致度奉存候、諸請人衆之儀者、是迄之通儀満屋清助殿相立被申、当秋買方役罷下候砌、調印可被致答ニ御座候間、宜御評定可被下候、以上

（文政九年）
戌六月

役人

（中井）
定七（印）

藤十郎（印）

木綿方の中井定七は買方役経験者である（藤十郎は詳細不明）。先代彦兵衛丹兵衛が亡くなった経緯を述べたあとで、丹兵衛は存命中に良右衛門への指導をよく行っていたこと、良右衛門は業務・名跡を継承し、丹兵衛死去後の木綿仕入もよく行っており問題ないことを説明し、先方の願い出通り買宿を命じたいと判断している。請人についてもこれまで通り儀満屋清助を指定したいこと、上京してきていないが、今年の秋の買方役下向時に請負証文に押印させる予定であることを述べて、買宿継続許可の判断を仰いでいる。買宿の任命や継承については買方役が現場で見分してきた実績を木綿方で吟味し、それを京本店上層部に提議して上層部の判断で決定する過程を確認できる。

良右衛門は買宿として問題ない人物と判断されたのであろう。良右衛門の京本店滞在中（文政九年六月）に買宿任命が決まり、良右衛門はただちに京本店に請負証文を提出した。

〔史料四〕⁽¹²⁾

請合一札之事

一西台屋彦兵衛儀、去ル寛政十二申年より木綿御買宿被仰付難有奉存候、然ル上者益太切ニ相心得、出情相励可申

候、就右金銀御預ケ被下候ハ、其時々無遅滞明白ニ勘定仕立可申候、万々一不届之筋仕出シ御店江対シ不勘定相成候ハ、請人所持之家屋敷売払、親類共立会急度勘定仕為相済可申事

一彦兵衛儀、不埒仕出請人所持之家屋鋪売払候上、御店勘定相済不申候ハ、親類共所持之家屋鋪、田地等売払、急度勘定相立、聊二而も御店江御損掛申間鋪候、此段慥ニ可被思召候、為後日仍而一札如件

文政九丙戌年
六月

雲州平田町
請人 儀満屋清助（印切抜）

同所 御宿 西台屋彦兵衛（印切抜）

三井八郎右衛門殿代

（京本店支配）
中村万兵衛殿

（京本店支配）
吉野孫兵衛殿

（京本店支配）
上原政次郎殿

史料四は良右衛門の買宿請負証文（誓約書）である。差出は儀満屋清助・西台屋彦兵衛（良右衛門）、宛先は京本店支配人の三名である。良右衛門が買宿として精を出して業務に励むこと、仕入資金を預かって仕入などに用いる場合遅滞なく明白に勘定することを述べる。また、不勘定が発生した場合請人の家屋敷・田地を処分し親類立会で勘定して弁償すること、それでも勘定が済まない場合に親類の家屋敷・田地などを処分して対応することを約束している。請負証文の趣旨は伯州買宿西紙屋佐兵衛の請負証文と同一であり、雲伯の買宿請負証文として定型化したものであった。この請負証文において、買宿は越後屋に対して仕入業務への精励と確実な勘定の実施、勘定不備が発生した場合の越後屋へ

の返済を約束している。

買宿の請人は良右衛門の要望どおり儀満屋清助となった。請負証文では、特に越後屋に金銭的損失を与えた場合に買宿にかわって返済することを約束する存在である。清助をはじめとして、西台屋の請人の多くは木綿商人であり、なかには有力な木綿荷宿もいた。買宿西台屋が不勘定をおこした場合、請人となっている平田市の木綿商人が引き受けるかたちになっているのである。

以上の手続きを終え、文政九年六月十九日に良右衛門は京本店を出立した。以後、良右衛門は西台屋彦兵衛を名乗り、二代目の雲州買宿として業務にあたった。良右衛門の具体的な活動は不明であるが、特に問題を起こしていないため、初代彦兵衛同様に雲州木綿の仕入に尽力したものと思われる。

3 西台屋岩次郎の買宿継承と後見の登場

買宿三代として名前のみえる西台屋岩次郎は先行研究で触れられてこなかった人物である。岩次郎の実父は三宅屋佐左衛門という。第2表（No. 4）に見えるように平田市の木綿荷宿でありながら、平田町に設定されていた二軒の魚問屋株を両方とも所持していた人物である。魚問屋も木綿荷宿も先代から引き継いだもので、両方ともそれなりに上手く経営していたらしい（「平田町魚問屋式軒有之を、両座共三宅屋佐左衛門所持罷在候」¹⁴、「元来私（平田町紅屋豊右衛門）養父三宅佐左衛門儀は（中略）先代より持来之魚問屋并綿荷宿共懸添、両様売躰を以相応身代之者ニ御座候」¹⁵）。岩次郎の生年はわからないが、佐左衛門の次男で幼少期に良右衛門の養子となっている（「次男岩次郎ハ幼年より同町西代屋良右衛門方江養子ニ罷越」¹⁶）。この関係から、岩次郎実父佐左衛門は養父良右衛門没後、西台屋の経営に介入してくることになる。

弘化二年（一八四五）、良右衛門が病死すると、岩次郎が買宿の業務を継承する。ただし、その時点で幼年であったことから、石橋屋利三郎を後見人に立てて越後屋と取引したい旨、親類中から申立てがあり、京本店もそれを認めていた（「巳年父彦兵衛長病ニ而終ニ養生不相叶因果候、以後岩次郎義末々幼年之者故石橋屋利三郎江被為後見御店表御取引申上候段親類一統より御願申上候処、不相替御買継宿御聞濟被為仰付重々難有仕合ニ奉存候⁽¹⁷⁾」）。

ところが嘉永元年になり、京本店において買方役による雲伯での不締まり（木綿仕入に関する仕切書の不適切な処理など⁽¹⁸⁾）が発覚し、同年八月、事情聴取のため利三郎と佐左衛門が京本店に召還された（「利三郎義并ニ親類佐左衛門兩人御呼為登ニ相成候ニ付、同道ニ而上京被致、種々御聞糺ニ相成候⁽¹⁹⁾」）。すると、利三郎による取引上の不備も露頭し、買宿差止処分を下される事態となってしまう。驚いた利三郎・佐左衛門は託状を提出した上で一時帰国し、親族と対応を協議。同年九月、佐左衛門は再び京本店を訪れて、①利三郎を後見から退身させる、②西台屋の名家である玉木慎平（「西台屋出し家玉木慎平」、「西台屋本家玉木慎平⁽²¹⁾」）に後見を任せる、③慎平は遠方（西代村⁽²²⁾）在住のため実務でなく帳合を依頼する、④木綿商人である佐左衛門と大坂屋定十（慎平親類）が仕入実務を後見する、といった対応策を提示し、買宿差止免除の歎願書を提出した⁽²³⁾。歎願書には岩次郎のほかに、請人儀満屋清助、親類惣代三宅屋佐左衛門、後見玉木慎平が連署している。新体制での買宿継続を願い出たのである。同年十月、木綿方担当役人はこの内容を了承し、京本店重役に判断を仰ぐ。京本店重役もこれを認めて買宿差止処分は回避された。

しかし、嘉永二年（一八四九）十月にも、買宿から買方役への内密の資金貸与とその事実を京本店に報告しなかったことを理由に、岩次郎・慎平・佐左衛門が連名で詫状を提出している⁽²⁴⁾。ここでも京本店は詫状を受理し、嘉永三年正月に新たな注意事項（「申談書⁽²⁵⁾」）を申し渡し、西台屋の買宿継続を認めたものと思われる。右の申談書のなかで請状の再提出を定めていることから（「請状相改候事」）、嘉永三年三月、西台屋は改めて請負証文を提出した。

〔史料五〕⁽²⁶⁾

請合申一札之事

一西台屋岩次郎儀、去ル寛政十二申年より木綿御買宿被仰付難有奉存候、然ル上者益太切ニ相心得出情相勤可申候、就右金銀御預ケ被下候ハ、其時々無遅滞明白ニ勘定仕立可申候、万々一不届之筋仕出シ御店江対し不勘定相成候ハ、請人所持之家屋鋪売払、親類共立会急度勘定任為相済可申事

一岩次郎儀、不埒仕出請人所持之家屋鋪売払候上御店勘定相済不申候ハ、親類共所持之家屋鋪、田地等売払、急度勘定相立、聊ニ而茂御店江御損掛中間鋪候、此段慥ニ可被思召候、為後日依而一札如件

嘉永三年
戊三月

雲州平田町
請人 石橋屋波兵衛（印）

同 西代村
後見 玉木慎平（印）

御宿 西台屋岩次郎（印）

三井八郎右衛門殿代

（京本店支配）
木村直次郎殿

（京本店支配）
細田平兵衛殿

（京本店支配）
吉仲庄太郎殿

岩次郎の買宿請負証文の文言は、良右衛門の請負証文とほとんど変わらない。違うのは差出・宛先である。差出人は

請人の石橋屋波兵衛（雲州平田町）、後見の玉木慎平（雲州西代村）、買宿の西台屋岩次郎であり、宛先は京本店支配人の木村直次郎・細田平兵衛・吉仲庄太郎である。請人は儀満屋清助から石橋屋波兵衛に交代した。波兵衛は平田町の有力な木綿荷宿の一つである。後見をはずされた石橋屋利三郎と何らかの関係があると思われるが、二人の関係は現時点でわからない。清助に続き、請人には平田町の木綿商人が就いている。良右衛門の請負証文との最大の違いは後見の存在である。先述のとおり岩次郎が若年であることを名目を買宿業務支援を目的として設けられた役職である。はじめは石橋屋利三郎が就き、嘉永三年には西代村の玉木慎平が就いている。この時点において、西台屋の買宿請負は買宿本人、請人、後見の最低三名構成となり、請人・後見には平田やその周辺村々の有力な地主・木綿荷宿を就ける体制になったのである。

安政年間に買宿を次世代の善太郎に譲り別家となる。岩次郎のその後の動向についてはわからないが、実父佐左衛門の所持していた魚問屋株を取得することや、魚取引に関する争論に巻き込まれているのが確認できる。⁽²⁷⁾なお、西台屋岩次郎の請人になっている石橋屋波兵衛の史料に三井に関する記述のある史料が一点残っている。

〔史料六〕⁽²⁸⁾

積書之覚

一木綿老万箇

反数七拾五万反

但、年中他国出高トシテ

内

式千箇

反数拾五万反

船手買引当

貳千箇

右同断

京三井・大坂住吉屋前金買引当

ノ四千箇

残六千箇

此利分高、五千七百六拾貫文

（後略）

史料六は平田からの木綿出荷計画書の添付書類で、平田から出荷する木綿の割合を試算したものである。作成者は木綿荷宿としての石橋屋波兵衛であり、作成年は不明だが、周辺史料から嘉永〜安政年間（＝岩次郎の請人となっている時期）のものと思われる。この史料では平田の木綿の取扱量を一万箇＝反数七五万反（二箇七五反）と想定し、二〇〇〇箇（一五万反）を他国船の販売（船手買）に充当、二〇〇〇箇（一五万反）を京三井・大坂住吉屋からの前金による仕入・積み登せ（前金買）に充当する割合としている。残り六〇〇〇箇の利益を錢五七六〇貫文（一箇あたり錢九六〇文）と見積っている。大坂の住吉屋は石橋屋の取引先であり、石橋屋は住吉屋を相手に木綿積み登せをしていた。同時に、ここから西台屋の請人をするなかで三井越後屋の木綿仕入の動向も把握していたことがうかがえる。ただし、三井越後屋の注文数は一五万反には遠く及ばない。例えば安政六年（一八五九）秋・万延元年（一八六〇）春の木綿注文数は、雲州でそれぞれ一万三五〇〇反・一万三〇〇〇反の合計二万六五〇〇反、伯州でそれぞれ一万二〇〇〇反・六八〇〇反の合計一万八八〇〇反、雲伯合計四万五三〇〇反である。²⁹ 目標数のため、実際の仕入量とは異なるが、雲伯あわせ

ても年間三〜五万反程度の注文数であった。仮に史料六の数字が実数に基づいているならば、住吉屋は越後屋よりはるかに多くの雲州木綿を仕入れていることになる。この積寄せの実態については別稿において改めて検討したい。

4 最後の雲州買宿・西台屋善太郎

買宿四代目の善太郎は良右衛門の実子である。確認できる限り越後屋の雲州買宿に就いた最後の人物である。善太郎についての記録はほとんどなく、安政四年（一八五七）に請負証文を提出しているのが確認できる。

[史料⁽³⁰⁾七]

請合申一札之事

一西台屋善太郎儀、去ル寛政十二申年より木綿御買宿被仰付難有奉存候、然上者益太切ニ相心得、出精相勤可申候、就右金銀御預ケ被下候ハ、其時々無遅滞明白ニ勘定仕立可申候、万々一不届之筋仕出シ御店江対し不勘定相成候ハ、請人所持之家屋鋪売払親類共立会、急度勘定仕為相済可申事

一善太郎儀、不埒仕出請人所持之家屋鋪売払候上、御店勘定相添不申候ハ、親類共所持之家屋敷、田地等売払、急度勘定相立、聊ニ而茂御店江御損懸ケ申間鋪候、此段慥ニ可被思召候、為後日依而一札如件

安政四巳八月

雲州平田町

請人

西尾屋嘉七（印）

同 学頭村

後見

福田屋庄三郎（印）

御宿 西台屋善太郎（印）

三井八郎右衛門殿代

（京本店支配）

中塚茂次郎殿

（京本店支配）

泉平助殿

（京本店支配）

上嶋半三郎殿

請負証文の差出人は買宿の西台屋善太郎、請人の西尾屋嘉七（雲州平田町）、後見の福田屋庄三郎（雲州学頭村）の三名、宛先は京本店支配人の中塚茂次郎・泉平助（中川から泉に改称、買方役経験者）・上嶋半三郎の三名である。請人と後見がそれぞれ交代している。第2表（No.9）に西尾屋惣四郎という木綿荷宿の名前があり西尾屋嘉七も平田町の木綿荷宿関係者であろう。後見の学頭村の福田屋庄三郎も木綿商人と思われる人物である。引き続き木綿荷宿を請人と後見にすることで買宿の木綿仕入活動を円滑に進めていたものと思われる。

善太郎を筆頭名義人として発行した元治二年（＝慶応元年、一八六五）の為替手形が一点残っている。

〔史料八〕³¹⁾

請取申為替金之事

但し、正金

合金貳百兩也

壹兩

此金札貳百九拾兩也

右者当国神門郡今市町中村屋七左衛門殿指登金を為替取組、右金高於当地槌ニ請取申候処実正也、此代り金其元江

手形参着限同人より此手形を以請取可被申条無相違御渡可被成候、為其為替手形仍而如件

元治二年

巳正月廿六日

雲州平田

西台屋 善太郎 (印)

越後屋 仁三郎 (印)

原屋 利兵衛 (印)

京室町二条上り

三井八郎右衛門殿店

(京本店支配) 林原佐七殿

(京本店組頭) 土方喜太郎殿

(京本店役頭) 田中元七殿

(京本店役頭) 松山米三郎殿

一添状相渡置候間、此旨左様承知可被成下候

今市町の中村屋七左衛門が京都に送金する二百両について、西台屋らが金札で受け取り手形を発行したこと、手形が京本店に届いたら代金を正金で渡して欲しいことが記載してある。発行者は西台屋善太郎・越後屋仁三郎・原屋利兵衛の三名であり、宛先は京本店の林原佐七(支配)・土方喜太郎(組頭)・田中元七(役頭)・松山米三郎(役頭)の四名である。西台屋が幕末に至っても木綿仕入の資金調達を現地で行っていること、上方と雲州との金の流れに為替を通して介在していることを確認することができる。三井越後屋からの前貸しによる木綿仕入を前提としつつも、上方と雲伯

との物流・資金の流れに介入することで買宿独自の資金調達も行い、三井越後屋からの木綿注文に対応していたのである。

- (1) 第2表の三宅屋佐左衛門 (No. 4) は三代目の買宿岩次郎の実父（後述）、儀満屋清助 (No. 13) は西台屋彦兵衛の請人、西尾屋惣四郎 (No. 9) は不明ながら四代目の買宿善太郎の請人関係者と思われる、大坂屋利兵衛 (No. 12) ・高橋屋儀三郎 (No. 15) は三井の為替取組相手として名前の出てくる商人である。平田には三井と関わりのある木綿商人が複数存在していることがわかる。
- (2) 前掲藤澤書、五三頁。
- (3) 文化八年（一八一二）時点の平田市の「宇賀屋周蔵」の木綿市買免札に「平田町荷宿黒田屋仙三郎事」とある（前掲藤澤書、口絵『木綿市買』免札）。免札の登録名と荷宿名は異なる可能性もある。西台屋の場合、免札登録名は西台屋彦兵衛、荷宿名は西代屋丹兵衛で登録しているものと考えられる。
- (4) 「口上」文化元年七月（「用事留」三井文庫所蔵史料 本七七九）。
- (5) 下向井論文二〇二二年。
- (6) 「名代言送帳」文政二年八月八日条・二十二日条（三井文庫所蔵史料 別一七六九）。
- (7) 下向井論文二〇二五年 b。
- (8) 「名代言送帳」文政九年六月十二日条（三井文庫所蔵史料 別一七七二）。
- (9) 「雲州買宿西台屋彦兵衛家督讓替願」文政九年六月（三井文庫所蔵史料 本一四九四―一九一三）。「用事留」（三井文庫所蔵史料 本七八四）にも写しが残っている。
- (10) この支配人三名のうち、上原政次郎は雲伯買方役の経験者である。

- (11) 「乍恐口上書を以奉願上候」文政九年六月（「用事留」三井文庫所蔵史料 本七八四）。この文言の前段に史料二の写しがある。
- (12) 「雲州買宿西台屋彦兵衛請負証文」文政九年六月（三井文庫所蔵史料 本一四九四―一九一一）。
- (13) 下向井論文二〇一五年a。
- (14) 「演説書」子（元治元年カ）十二月（島根県立図書館所蔵史料 松江藩郡奉行所文書追加二八―四）。平田で設定されている魚問屋株が二軒であることは寛政四年の「楯縫郡村々万差出帳」からも確認できる（前掲藤澤書、五〇頁、図一〇〇）。
- (15) (16) (27) 「乍恐奉再歎願口上之覚」慶応元年六月（島根県立図書館所蔵史料 松江藩郡奉行所文書追加二八―三）。
- (17) (22) (23) 「西台屋岩次郎木綿買継願」嘉永元年九月（三井文庫所蔵史料 本一四八二―二七）。「尾印勤要記」（三井文庫所蔵史料 本一五一六）にも写しあり。
- (18) (20) 「石橋屋利三郎三宅屋佐左衛門託証文」嘉永元年八月（三井文庫所蔵史料 本一四八二―二四）。
- (21) 「乍恐奉御願申上候」嘉永元年十月（「用事留」三井文庫所蔵史料 本七八七）。
- (19) 「西台屋岩次郎願」嘉永元年九月（「尾印勤要記」三井文庫所蔵史料 本一五二六）。以下、この段落の記述は同史料に基づく。
- (24) 「西台屋岩次郎託証文」（三井文庫所蔵史料 続七〇六―一〇）。
- (25) 「雲州申談書」嘉永三年正月（「尾印勤要記」三井文庫所蔵史料 本一五一六）。
- (26) 「西台屋岩次郎請負証文」嘉永三年三月（三井文庫所蔵史料 続五三六―六）。
- (28) 「乍恐御内々伺申上御事」（島根古代出雲歴史博物館所蔵史料 石橋家文書二―一）。
- (29) 「伯州雲州買方控」（三井文庫所蔵史料 別一六九九）。
- (30) 「雲州平田町木綿買宿請合一札」（三井文庫所蔵史料 本一四八三―一六）。
- (31) 「西台屋善太郎為替手形」（三井文庫所蔵史料 本一四五二―一六八―一）。
- (32) 林原佐七は伯州買宿西紙屋から奉公に出ている者である。西紙屋からは三名奉公に出ているが、支配まで登り詰めたの

は佐七のみである。佐七の勤務履歴については西坂靖の研究に詳しい（『三井越後屋奉公人の研究』東京大学出版会、二〇〇六年、六九～七六頁）。佐七の履歴をもとに、奉公人の職階の上昇と京本店の役所の配属との関連について論じている。

おわりに

本稿では従来部分的にしか取りあげられてこなかった雲州買宿西台屋の木綿仕入業務の一面について、三井越後屋側に残されたわずかな史料から具体的にとらえてみようとした。西台屋では彦兵衛（丹兵衛）・彦兵衛（良右衛門）・岩次郎・善太郎の四名の者が買宿を命じられていた。このうち、岩次郎・善太郎は彦兵衛の名前を襲名しなかった。

西台屋は買宿を請け負う際に請人や後見を置いていた。請人は仕入に際して不勘定が生じた場合の損失を補填する存在、後見は買宿襲名者が幼少であったり実務にたえない者である場合に仕入活動を代行する存在であった。後見は買宿任命当初でなく岩次郎の代から設置されたものであった。雲州では買宿の所在する平田の有力な木綿荷宿や周辺村々の地主・木綿商人らが買宿西台屋の請人・後見を引き受けていた。特に西台屋岩次郎・善太郎の代において、後見が岩次郎・善太郎の代わりに仕入活動に参画しており、西台屋は平田やその周辺村々の木綿商人らの補助を受けながら木綿仕入活動・上方への木綿積み登せを行っていたといえる。請人や後見は固定的でなく交代しながら任務にあっている。買宿西台屋は平田における越後屋との取引関係を一手に引き受けているのだが、実態としては有力木綿荷宿が越後屋向けの木綿仕入を行っている場合もあった。買宿の仕入任務を代行する後見のみならず、石橋屋波兵衛のように請人であっても三井越後屋の仕入の実状がある程度把握できていたと思われる。他の木綿市や廻船・領外商人らとの木綿仕入の

競争はあるだろうが、平田から三井越後屋を介した上方への木綿積み登せルートを確保するために、荷宿らが協力して三井の買宿西台屋を補助しており、同時に買宿の利権に群がっているともいえるのではなからうか。

本稿では雲州買宿西台屋の木綿仕入の実態の一面を紹介したにとどまった。雲伯木綿の積み登せの実態や、嘉永年間に西台屋岩次郎の代に発生する買方役と買宿とのトラブルなど、明らかにできなかった点は多々ある。これらについては引き続き検討していきたい。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費17K13541の助成を受けた研究成果の一部である。